

サービス条件書

「OFFICE PASS(法人向け)」(以下、「本サービス」)の利用には、以下の条件が適用されます。

1 用語の定義

(1) 日経	株式会社日本経済新聞社
(2) 顧客	本サービスを利用するお客様
(3) 決済用コード	日経から顧客に発行するコード
(4) ユーザー	本サービスを利用する顧客の従業員
(5) オフィス	ユーザーが利用できるシェアオフィス
(6) オフィス事業者	オフィスを運営する事業者
(7) 本契約	顧客が申込書を提出し日経が承諾することで成立する本サービスの利用契約
(8) 本サイト	OFFICE PASS のウェブサイト(https://officepass.nikkei.jp/user/top.php)
(9) ログインアカウント	利用ユーザーのメールアドレスおよびログインパスワード

2 利用プラン

- 利用プランの種類、内容および料金等の条件は、申込書に記載する。顧客はプランを選択することができる。
- 利用料金の支払期日は請求書発行の当月末日とする。Bプラン(段階制)で請求金額に疑義がある場合には、請求書受領から3営業日以内に日経に対して疑義を通知しなければならない。疑義の通知がない場合、顧客は請求金額を了承したものとみなす。

3 本契約期間

- 本契約期間は1日から月末までの1ヶ月間とする。顧客は申込書を提出する際に利用開始月を指定することができる。
- 本契約期間満了日の5営業日前までに、顧客から日経に対して本契約を更新しない旨の通知がない場合、本契約は自動的に1ヶ月間更新され以降も同様とする。
- 顧客は、月の途中で本契約を解約することはできない。また、利用料金の日割り計算は行わない。

4 決済用コード

- 本契約締結後、日経は顧客に対し顧客専用の決済用コードを発行する。
- ユーザーは、本サイト上で決済用コードを利用して自ら利用権限を設定することができる。
- 顧客は、利用権限設定にあたり、ユーザーによる日経ID取得が必要であることを了承する。
- 顧客は、ユーザー以外の者に本サービスを利用させてはならない。

5 Aプラン(使い放題制)の場合のユーザー変更

- 顧客は、月の途中でユーザー変更(追加・削減・入れ替え)できない。ユーザー変更は(2)(3)に従って手続きを行い、次月から有効となる。
- ユーザーの追加・削減を行う場合、顧客は、月末日の5営業日前までに日経に通知しなければならない。
- ユーザーの入れ替えを行う場合、利用を停止するユーザーは当月中に本サイトで利用停止手続きを行い(当月中は利用可能、次月から利用不可)、新たに利用するユーザーは次月にクーポンを利用して本サイト上で利用権限を設定することができる。

6 オフィスの利用

- 顧客は、オフィスを利用する際、本サイトで発行されるQRコードを提示しなければならない。
- 顧客は、オフィス利用時にオフィス事業者がユーザーの本人確認を行うことを予め承諾する。

7 本サービスに関する重要事項

- 顧客は、オフィスの空席を事前に予約することはできない。
- 顧客は、本サイト上の空席状況が刻々と変化することから、空席表示されていた場合でもオフィスを利用できない場合があることを承諾する。
- 本サービスで利用できるサービスの範囲は、通常営業時間中の自由席の利用に限られ、会議室、個室およびプロジェクター等の機器を利用する場合、別途オフィスに対する料金が発生する場合があることを、顧客は承諾する。
- 顧客は、オフィスを利用する際、オフィスが定める利用規約または利用条件(以下、「オフィス事業者利用規約等」)に同意し、これらを遵守しなければならない。
- 毎月1日の午前0時から午前6時(日本時間)まではメンテナンス時間のため、本サイトへのログイン、ユーザーによる利用権限の設定および利用停止手続きは行うことができません。

8 ログインアカウントの管理

- 顧客は、自己の責任においてログインアカウントを管理する。ログインアカウントを利用した本サービスの利用やそれに伴う一切の行為は、顧客自身による利用および行為とみなす。
- ログインアカウントが第三者に利用されたことによって生じた損害について、日経は一切責任を追わない。

9 ユーザー情報の取扱い

- 日経は、ユーザー情報を善良な管理者の注意をもって管理する。
- 日経は、ユーザー情報を次の目的のために利用する。

- ① 本サービスの提供
- ② 問い合わせ対応

10 付帯サービス

- (1) Aプランの顧客およびユーザーは、本契約期間中、株式会社ベネフィット・ワンが提供するベネフィット・ステーションを利用することができる。ただし、ベネフィット・ステーションのウェブサイトに掲載されているサービスのうち法人会員向け福利厚生サービスについてはこのかぎりでない。
ベネフィット・ステーション: <https://bs.benefit-one.co.jp/bs/pages/bs/top/top.faces>
- (2) 顧客およびユーザーは、株式会社ベネフィット・ワンが定める利用条件に従い、ベネフィット・ステーションを利用するものとする。
- (3) ユーザーは、本サイトにログインした状態で、本サイトからベネフィット・ステーションのウェブサイトに移動することでベネフィット・ステーションを利用することができる。直接ベネフィット・ステーションのウェブサイトからログインして利用することはできない。
- (4) 顧客は、日経がユーザーの氏名および性別を株式会社ベネフィット・ワンに提供することを了承する。

11 禁止事項

- (1) 顧客は、本規約上の地位、本規約に基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。
- (2) 顧客は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行ってはならない。
 - ① 日経、オフィス事業者および他者の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - ② オフィス事業者利用規約等に違反する行為
 - ③ オフィスにおいて、オフィス事業者の関係者および他の利用客等に対し、嫌がらせ、不合理なクレームおよび威圧的言動をするなどの迷惑をかける行為
 - ④ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ⑤ 犯罪行為に関連する行為
 - ⑥ 本サービスのサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為
 - ⑦ 本サービスの不具合や障害を不正な目的で利用する行為
 - ⑧ 本サービスの運営を妨害する行為
 - ⑨ 日経の信用を毀損し、もしくは日経の財産を侵害する行為または他者もしくは日経に不利益を与える行為
 - ⑩ 法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為
 - ⑪ その他日経が不相当と判断する行為

12 秘密保持

日経および顧客は、本サービスの提供または利用に関して知り得た情報のうち、相手方から秘密である旨指定された情報について、第三者に対して開示、漏えいしてはならない。

13 反社会的勢力の排除

日経および顧客は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者に該当せず、かつこれらと何ら関係がないことを保証する。一方当事者が当該保証に違反した場合、相手方は何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

14 本契約の解除

- (1) 日経は、顧客が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、顧客への事前の通知または催告を要することなく本サービスの利用を停止し、もしくは本契約を将来に向かって解除(以下、「解除等」)することができる。
 - ① 顧客が利用料金を支払わない場合
 - ② 顧客による本サービスの利用に関し、他者から日経にクレーム・請求等が行われ、かつ日経が必要と認めた場合
 - ③ 顧客と連絡がとれない場合
 - ④ 第11項(禁止事項)に違反した場合、または違反するおそれがあると日経が判断した場合
 - ⑤ 前号のほか本サービス条件に違反し、日経がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
 - ⑥ その他、日経が解除等の措置が必要と判断した場合
- (2) 日経が解除等の措置をとったことにより顧客に損害が発生したとしても、日経は一切責任を負わない。
- (3) 顧客が第11項(禁止事項)に違反し、または本項(1)各号のいずれかに該当することにより日経が損害を被った場合、日経は被った損害の賠償を顧客に対して請求することができる。

15 免責

- (1) オフィスの利用環境、利用条件について、日経は一切保証しない。
- (2) 顧客は、本サービスの利用によりオフィス事業者を含む第三者との間で紛争が生じた場合、顧客自身の責任と費用をもって解決しなければならない。
- (3) 顧客が本サービスの利用にあたって日経に何らかの損害を与えた場合、日経は、顧客に対して損害賠償請求をすることができる。
- (4) 日経は、本サービスの提供にあたって故意または重大な過失に基づき顧客に損害を与えた場合に限り、顧客が現実に被った通常の損害に対して賠償をする責任を負う。

16 規約変更

- (1) 日経は、自らが必要と判断した場合、顧客の承諾を得ることなく、本サービスの内容および本サービス条件書(以下、「本サービス内容等」)を随時、変更することができ、顧客はこれを了承する。

- (2) 日経は、本サービス内容等を変更する場合、変更後の内容および効力発生時期を顧客に対して事前に通知する。ただし、サービス内容等の変更が顧客に不利益を与えるものではない場合は事前の通知は不要とする。

17 準拠法および管轄

日経と顧客との間で、本契約に関連する訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約に関する準拠法は日本法とする。

2018年5月21日制定

2018年7月1日改定